

国民健康保険のお知らせ

問合せ 市民課保険係 125

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

国民健康保険とは

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者みんなで国民健康保険税を納め、医療費を支払う助け合いの制度です。加入する方は、自営業の方や農業、漁業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方です。

国民健康保険加入・喪失手続きを

■加入

3月末で退職して職場の健康保険をやめた方などは国民健康保険加入手続きが必要です。手続きには健康保険の資格喪失証明書または退職証明書などが必要です。

■喪失

4月から就職し、職場の健康保険に加入した方などは、国民健康保険の喪失手続きが必要です。手続きには職場の健康保険証が必要です。

※加入、喪失とも来庁者の本人確認書類が必要ですが、

※加入、喪失の手続きについて詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。



国民健康保険税

令和5年度の保険税率などは左表のとおりです。所得割税率、均等割額は前年度と変更ありません。課税限度額は後期高齢者支援分が20万円から22万円になります。

項目	令和5年度	
医療分	所得割税率	6.09%
	均等割額	25,800円
	限度額	650,000円
後期高齢者支援分	所得割税率	2.24%
	均等割額	10,700円
	限度額	220,000円
介護保険分	所得割税率	2.10%
	均等割額	12,800円
	限度額	170,000円

納税通知書の送付

令和5年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

国民健康保険税の軽減

国保世帯の合計所得金額が一定金額以下の世帯については、国保税（均等割額）の軽減対象となります。申請の必要はありませんが、前年の収入が未申告の場合は軽減となりません。

せん。注意してください。なお、令和5年度税制改正に伴う軽減判定基準は、次のとおりです。

令和5年度国民健康保険税の軽減

令和5年度	適用条件
7割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
5割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×29万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
2割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×53.5万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

※赤字部分が前年度より引き上げられ軽減対象者が増えます。

※給与所得者等の数…給与収入が55万円以上の方、65歳未満で年金収入（給与所得者を除く）が60万円を超える方、65歳以上で年金収入（給与所得者を除く）が125万円を超える方をいいます。

後期高齢者医療のお知らせ

75歳以上の方の医療保険

問合せ 市民課高齢医療・年金係 135

後期高齢者医療保険の保険料

後期高齢者医療保険の保険料は、2年ごとに直直され、東京都内で均一です。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。今年度は令和4年度と変わりません。

均等割額
46,400円

+

所得割額
賦課のもととなる
所得金額×所得割率
9.49%

＝

保険料額（年額）
100円未満切捨て
(限度額 66万円)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額（合計所得金額が2400万円以下の場合43万円）を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料額決定通知書の送付

後期高齢者医療保険の保険料額決定通知書を、7月中旬に送付します。届いたら内容を確認してください。

※令和5年度分の所得が未申告の場合は「後期高齢者医療簡易申告書」を送付します。

保険料の軽減

所得が一定額以下の方は、世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等の合計額」や、賦課のもととなる所得金額などに応じて、保険料を軽減します。

詳しくは、7月中旬に送付する保険料額決定通知書に同封する「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください（軽減には所得の申告が必要な場合があります）。

問合せ

○制度について…広域連合お問合せセンター
☎0570-086-519（IP電話、PHSの方は☎03-3222-4496）
FAX 0570-086-075（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）
○個別の相談や個人情報を含むことについて
…市民課高齢医療・年金係 135

国保・後期高齢 傷病手当金を支給しています

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者が、令和2年1月1日～5年5月7日に、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができず、給与等の支払いが受けられない期間について、傷病手当金を支給しています。

申請方法

支給要件や申請方法など、詳しくは事前に電話で問い合わせください。

問合せ

○国民健康保険について…市民課保険係 127
○後期高齢者医療について…市民課高齢医療・年金係 138

